11～12　（略）

13　仙台空港事務所、成田空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

14～20　（略）

21　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

22～27　（略）

（空港施設保全対策官及び施設運用管理官）

第五十七条　施設部に、施設運用管理官及び空港施設保全対策官一人（那覇空港事務所に限る。）を置く。

2　（略）

3　空港施設保全対策官は、命を受けて、自然災害による被害の予防その他の空港等の施設に係る保全に関する技術の向上に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

4　施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者三人（那覇空港事務所にあっては、四人）を先任施設運用管理官とする。

5　（略）

（航空管制運航情報官）

第六十二条　（略）

2　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

3　百里空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所及び徳島空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

11～12　（略）

13　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

14～20　（略）

21　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから、大阪空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

22～27　（略）

（施設運用管理官）

第五十七条　施設部に、施設運用管理官を置く。

2　（略）

（新設）

3　施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者三人を先任施設運用管理官とする。

4　（略）

（航空管制運航情報官）

第六十二条　（略）

2　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

3　百里空港事務所及び徳島空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）